令和７年（フ）第５８７７号
大阪市生野区桃谷５丁目４番18号　ＴＨＥ　ＯＲＡＮＧＥ
破産者　ＬＥＥ　ＣＨＡＬＩＮ　李チェリン
１　決定年月日　令和８年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５６号
大阪府大東市大東町５番37号
破産者　黒木　星蘭
１　決定年月日　令和８年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第７０４号
神戸市灘区灘北通６丁目３番５号　稗田マンション201号、開始決定時の住所神戸市中央区栄町通４丁目４番３―702号
破産者　井堂歯科医院こと　井堂孝一郎
１　決定年月日　令和８年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第９５３号
神戸市北区鈴蘭台西町２丁目８番６号、開始決定時の住所神戸市北区南五葉２丁目４番20―406号
破産者　蒲田　正弥
１　決定年月日　令和８年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３７０号
神戸市長田区御蔵通１丁目108番地　フレイランス御蔵201号
破産者　高田由美子
１　決定年月日　令和８年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和６年（フ）第６９号
兵庫県西脇市和田町573―１　学園坂ハイツ205号、開始決定時の住所兵庫県西脇市市原町109番地の２
破産者　藤井　昭嘉
１　決定年月日　令和８年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

令和８年（フ）第２４号
兵庫県加西市北条町横尾1032番地プラチナコート横尾Ａ102
破産者　柳田　はづき
１　決定年月日　令和８年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

令和８年（フ）第１５号
島根県浜田市牛市町16番地３
破産者　三隅　真理
１　決定年月日　令和８年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所浜田支部

令和８年（フ）第３１号
長崎県大村市黒丸町200番地８、住民票上の住所長崎市畝刈町1613番地31　三重第３団地Ｆ棟307号
破産者　薗田　太成
１　決定年月日　令和８年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

令和８年（フ）第４４号
長崎県諫早市多良見町化屋469番地１　木下ハイツⅡ棟101号
破産者　原田　桂伍
１　決定年月日　令和８年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

令和８年（フ）第７号
山形県新庄市千門町１番49号　サンハイツＡ12、旧住所山形県新庄市十日町559番地の７
破産者　高山　未来
１　決定年月日　令和８年８月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

令和８年（フ）第７８号
福島県郡山市富久山町久保田字久保田175番地の１　メゾンドココ202号
破産者　長尾　瑠美
１　決定年月日　令和８年８月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第９２１号
横浜市鶴見区元宮１丁目10番30号　サニーハウス102号
破産者　山中　瑞代
１　決定年月日　令和８年８月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１０３６号
横浜市緑区長津田町3016番地１　南長津田団地18―1813
破産者　横井　亜紀
１　決定年月日　令和８年８月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１０９５号
神奈川県厚木市上依知1035―１　ペルソンヌ上依知１―102、開始決定時及び住民票上の住所神奈川県海老名市本郷3674番地の１
破産者　秋山　孝太
１　決定年月日　令和８年８月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第２３号
新潟県佐渡市千種24番地３
破産者　本間　芳則
１　決定年月日　令和８年８月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所佐渡支部破産再生係

令和８年（フ）第４３号
富山県氷見市伊勢大町二丁目15番６号、住民票上の住所富山県氷見市丸の内９番14号
破産者　久津呂浩美
１　決定年月日　令和８年８月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

令和８年（フ）第８７号
兵庫県西宮市生瀬町２丁目２番20号
破産者　サントス佐宜子
１　決定年月日　令和８年８月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係